

J A M 政策NEWS

2014年9月16日 第2015-001号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

労働政策審議会労働条件分科会

新たな労働時間制度の創設に関する本格的な議論開始

9月10日、第115回労働政策審議会労働条件分科会が開催されました。分科会では、政府が示した「日本再興戦略 改訂2014」の中に示された4つの論点を中心として、今後の労働時間法制の在り方について本格的な議論を開始しました。

労働者側委員は、「労働時間規制は緩和するのではなく、長時間労働の抑制に向けた施策を実現すべき」として、①時間外労働にかかる上限時間規制の導入、②休息时间（勤務間インターバル（中休み））規制の導入、③労基法第37条の中小企業への猶予措置の早期廃止などを求め、長時間労働抑制策を優先的に議論していくべきと主張しました。これに対して使用者側委員は、「柔軟な働き方に向けた選択肢を増やしていく議論をすべき」と主張しました。

事務局からは、「分科会を1ヵ月に数回開催し、年末には建議をまとめたい」というスケジュールが示されました。

厚生省前激励集会開催

労働条件分科会開催に先立ち、連合は9月10日に『「残業代ゼロより過労死ゼロ」の労働時間規制を求める厚生労働省前9.10激励集会』を開催しました。労働条件分科会委員のJAM宮本書記長は、集会で「政府による改悪を許すことなく、現行法制をさらに改善して働きやすくしていきたい」と決意表明をしました。集会当日は土砂降りの悪天候の中、連合構成組織から140名が結集し、労働者代表として分科会に臨む委員に声援を送りました。

【日本再興戦略 改訂2014（労働時間部分要旨）】

①働き過ぎ防止のための取り組み強化

企業等における長時間労働が是正されるよう、監督指導體制の充実強化を行い、法違反の疑いのある企業等に対して、労働基準監督署による監督指導を徹底するなど、取り組みの具体化を進める。特に、朝早く出社し、夕方に退社する「朝型」の働き方を普及させる。長時間労働抑制策、年次有給休暇取得促進策等の検討を労働政策審議会で行う。

②時間ではなく成果で評価される制度への改革

時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件（1000万円以上）を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離れた「新たな労働時間制度」を創設することとし、労働政策審議会を検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。

③裁量労働制の新たな枠組みの構築

企業の中核部門・研究開発部門で裁量的に働く労働者が、創造性を発揮し、企業の競争力強化につながるよう、生産性向上と仕事と生活の調和、健康確保の視点に立って、対象範囲や手続きを見直し、「裁量労働制の新たな枠組み」を構築することとし、労働政策審議会で行い、結論を得た上で、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講じる。その際、現行の裁量労働制が十分に普及せず、労働者が結果的に自立的に働くことができていないという指摘を踏まえ、裁量労働制の本来の趣旨に沿って、労働者が真に裁量を持って働くことができるよう、見直しを行う。

④フレックスタイム制の見直し

子育てや介護等の事情を抱える働き手のニーズを踏まえ、柔軟でメリハリのある働き方を一層可能にするため、月をまたいだ弾力的な労働時間の配分を可能とする精算期間の延長、決められた労働時間より早く仕事を終えた場合も、年次有給休暇を活用し、報酬を減らすことなく働くことができる仕組み等、フレックスタイム制の見直しについて、労働政策審議会で行い、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法制上の措置を講じる。